

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者

（1）商号又は名称

（株）佐電工福岡支店

（2）住所

福岡県福岡市早良区祖原21番2号

2. 指名停止措置期間

令和7年4月11日 から 令和7年10月10日 まで

3. 指名停止措置理由

当該事業者は、使用人が、佐賀県多久市発注の庭球場照明改修工事において、入札の秘密事項である指名業者名を多久市職員から事前に入手したとして、令和7年2月18日公契約関係競争入札妨害の疑いで逮捕された。このことは、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（平成24年筑紫野市規則第38号）別表第2第9号に該当する。